



これから飲食店の営業を始めようとしている皆様へ  
～消防署への届出が必要です～

テナントへの入居や建物を新築して飲食店の営業を始める場合は、  
営業を開始する7日前までに、管轄する消防署に

**「防火対象物使用開始届出書」**を届け出る必要があります。  
（北九州市火災予防条例第65条）

### 「防火対象物使用開始届出書」とは？

店舗のレイアウトや使用状況の変更により、消火器や自動火災報知設備などの消防用設備の設置や防火管理者の資格取得が必要となる場合があります。

消防署へ届け出ることなく営業を開始した飲食店の中には、  
**消防法令に違反したものが多く見受けられます。**

お客様や従業員の命を火災から守るため、消防法令に適合した状態で営業を開始できるよう、**必ず届出を行ってください。**

次の「**営業開始までの手続き（例）**」と、

「**営業開始までの誤った手続き（実例）**」を参照し、確実に管轄の消防署へ相談・届出するようお願いいたします。

# 営業開始までの手続き（例）

## 建物の選定



営業する場所は  
〇〇区の▲▲ビルか■■ビル  
にしよう。

## 消防署へ事前相談



▲▲ビルで営業する場合、**飲食店部分**  
だけでなく、**建物全体に自動火災報知**  
**設備**が必要です。  
建物の所有者と相談してください。



■■ビルで営業する場  
合、**消火器**を営業開始ま  
でに設置してください。

必要となる消防用設備を  
営業前までに設置できますか？

はい

いいえ

## 賃貸借契約を締結



- 建物所有者との相談
- 建物選定の再検討

## 消防署へ「防火対象物使用開始届出」の提出 ※営業開始の7日前までに提出



店内のレイアウトが分  
かる図面も一緒に提出し  
てください。

## 保健所へ営業許可申請



保健所による  
現地調査

# 営業開始

# 営業開始までの誤った手続き（実例）



事前相談や「防火対象物使用開始届出」を行わずに営業を開始した結果、消防の立入検査により自動火災報知設備などの消防用設備等が必要だったという事例が複数確認されています。必ず、事前に消防署へ相談してください。

## 【消防署の連絡先】

窓 口	所 在 地	電話番号
門司消防署 予防課	門司区大里東一丁目 4 番 10 号	093-372-0119
小倉北消防署 予防課	小倉北区大手町 8 番 38 号	093-582-0119
小倉南消防署 予防課	小倉南区若園五丁目 1 番 3 号	093-951-0119
若松消防署 予防課	若松区桜町 1 番 28 号	093-752-0119
八幡東消防署 予防課	八幡東区大谷一丁目 3 番 1 号	093-663-0119
八幡西消防署 予防課	八幡西区相生町 19 番 19 号	093-622-0119
戸畑消防署 予防課	戸畑区新池二丁目 1 番 15 号	093-861-0119

消防局指導課 No.2218018C

発行年月日 令和5年1月20日